



麻薬を取り扱う飼育動物診療施設が 法人化などの開設者変更や移転したときは

1 所有する麻薬について

麻薬取扱者免許を有する飼育動物診療施設（麻薬診療施設）の開設者は、開設者変更や移転などにより、飼育動物診療施設を廃止したときは、麻薬の所有の有無にかかわらず、その翌日から15日以内に免許失効による所有麻薬届を届出しなければなりません。

(1) 次の場合は、この届出をしてください。

- ・飼育動物診療施設が、開設者変更や移転等により、獣医療法上、廃止となったとき。
- ・飼育動物診療施設に、麻薬施用者が1名もいなくなったとき。
- ・麻薬診療業務を行わなくなったとき。

(2) 届出事項は、飼育動物診療施設が、廃止日時点で所有している麻薬の品名及び数量です。

(3) 届出書類は、所管の保健所または保健所支所に届出してください。

(4) 所有する麻薬は、上記(1)の事由が生じた日から50日を超えて所持することはできません。

(5) 所有する麻薬は、次のいずれかの方法により処理してください。

ア 北海道内の他の麻薬診療施設に譲渡する方法

上記(1)の事由が生じた日から50日以内に譲渡し、譲渡の日から15日以内に免許失効による麻薬譲渡届を届出しなければなりません。

イ 保健所職員等の立会を受けて廃棄する方法

麻薬廃棄届を届出し、保健所職員等の立会を受けて廃棄することができます。

なお、立会日の調整に日数を要する場合がありますので、届出は早めに行ってください。

2 麻薬施用者・麻薬管理者の免許手続きについて

(1) 麻薬施用者免許証

飼育動物診療施設の移転や施設名称の変更等により、免許証の記載事項に変更があったときは、変更が生じた日の翌日から15日以内に、麻薬施用者免許証記載事項変更届を届出しなければなりません。開設者を個人から法人に切り替えたのみなど、免許証の記載事項に変更がないときは、麻薬施用者免許証記載事項変更届は必要ありません。

(2) 麻薬管理者免許証

2名以上の麻薬施用者が従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者を1名置かなければなりません。麻薬管理者は、その施設の麻薬管理義務（保管、受払、廃棄、麻薬受払簿の記載等）を負います。

飼育動物診療施設の移転・開設者変更（例：開設者を個人から法人に切り替え）の場合や、勤務する飼育動物診療施設の麻薬管理者が、異動で別の飼育動物診療施設の麻薬管理者となる場合、あらかじめ、麻薬管理者免許を新規申請しなければなりません。なお、免許証の交付には時間を要しますので、免許希望日の1か月程度前には申請してください。

ご不明点がある場合、所管の保健所へご相談ください。



飼育動物診療施設が麻薬を取り扱う上での主な注意点

1 麻薬の譲受

麻薬の譲受けは、北海道内の麻薬卸売業者からに限られます。麻薬診療施設間の貸し借りは、できません。（免許失効による麻薬譲渡届による譲受を除く。）

2 麻薬の廃棄

麻薬の廃棄は、事前に麻薬廃棄届を届出し、保健所職員等の立会のもと、廃棄しなければなりません。

3 麻薬の事故

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者。以下同じ。）は、その所有し、または管理する麻薬について、滅失、盗取、破損、流出、所在不明、その他事故が生じたときは、すみやかに麻薬事故届を届出しなければなりません。

4 麻薬保管庫

麻薬管理者は、管理する麻薬について、麻薬診療施設内に、金属製ダイヤル施錠式で二重扉の金庫のような施錠できる堅固な構造の保管庫に保管しなければなりません。麻薬保管庫は、麻薬専用とし、他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできません。

5 麻薬受払簿

麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、①譲り受け②譲り渡し③施用④廃棄⑤破損等した麻薬の品名、数量及び年月日等を記載し、麻薬の在庫量と麻薬受払簿の在庫量は、常に一致しなければなりません。

6 麻薬及び向精神薬取締法に基づく各種手続・遵守事項が確認できる資料

(1) 麻薬取扱いの手引き 麻薬管理者・麻薬施用者用（発行：北海道麻薬協会、監修：北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）

手引きは、取引されている医薬品卸売業者からお受け取りください。

(2) ケタミンの取扱い（質疑応答）

本資料を掲載している上記URLに掲載していますので、ご確認ください。

〈お問い合わせ先〉

・北海道内の各保健所

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/hokensyo.html>



・北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/index.html>

